

## 最新判決情報

2017年

[4月分]

### ○医の心事件

#### 東京地裁 H29.4.27 H28(ワ)28591 商標権侵害差止等請求事件(沖中康人裁判長)

第41類「医学部・歯学部に関する受験勉強の教授ほか」を指定役務とする登録商標「医の心」及び「医心」(いずれも標準文字商標)の商標権者である原告が、医学部受験生に対する受験指導等の宣伝広告において「医の心」「医心」を使用した被告河合塾に対して、その使用差止めと損害賠償を求めた事案である。

争点は、被告標章の使用が商標的使用か否かである。

原告は、合同会社医系予備校講師の会の代表社員であり、被告河合塾ともども医系大学への受験生指導を行なっていることになるし、被告河合塾が使用した標章も原告登録商標と同じ「医の心」「医心」であるので、形式的には商標権を侵害したことになる。

しかし、被告河合塾が「医の心」「医心」等の標章を商標として使用していなかった場合には、商標権侵害とはならない。

被告河合塾は、平成27年4月に医学部志望の高校1年生を対象とする「医心養成ゼミ」を開講し、平成28年4月からは高2コースを開講した。河合塾ではこれらのゼミに関するウェブサイト及びパンフレットにおいて、以下のような表現を行なった。

- ①「医師を志す一人ひとりが、医学部医学科合格に必要な学力と、医師として活躍するための『医の心』を獲得できる最善の学習・指導カリキュラムを準備しました。」
- ②「合格力と医の心を」
- ③「医心養成ゼミ」
- ④「・・・合格後の医学生・医師にとって必要な素養『医心』を高1生の時点から3年かけて段階的に養成することで、受験学力の加速的な向上を実現。・・・」
- ⑤「\*3 医心＝『主体性』『課題発見力』『傾聴力』など、臨床医・研究医にとって必要な資質。」
- ⑥「医学部入試(面接・小論文)突破のみならず、その先の医学生として、自分を高め続けていくために必要な素養や能力、それが『医の心』です。」
- ⑦「一医師に欠かせない『医の心』を育てる—『医心養成ゼミ2016』のご案内」

而して判決では、「医の心」との表現が、原告商標が出願される以前の平成25年から医療関係の書籍や番組、ウェブサイト等で頻繁に使用されている例を確認した。また広辞苑第6版にも、「医心」は「医術の心得」と解説されている。

その結果、判決は「医の心」「医心」を「医師としての心構えや医師が有すべき素養」等を意味する語であり、被告河合塾の「医心養成ゼミ」における使用も、「医学部受験のための知識ではなく、医師としての心構えや素養を養うことを目的としたカリキュラムを提供していること」を記述的に説明した語であって、これらの標章は自他識別機能を有する標識として商標的に使用されているものではないとして、原告の請求を棄却した。

判決の理由づけは、間違っている訳ではないが、少し言葉が足りないように思われる。けだし、確かに「医の心」「医心」の語は、「医師としての心構えや素養」を意味し、被告はそのような能力を養うための講座も行っていることを示していることに違いない。

しかし、厳密には被告標章は役務区分第44類の「医業」について使用されたものではなく、第41類の「受験・学習指導」について使用されたので、第41類における「医の心」等を使用することの必然性、必要性などが吟味されるべきであろう。

もし被告標章が第44類の「医業」つまり医師による医療行為について使用されたのであれば、医師としての心構えや素養の必要性という意味があるので、医療サービスにおいては記述的な語となる。

しかし、本件は第41類の「受験指導」であるので、河合塾で医療系大学に合格するために必要な知識、学力を教授するだけでなく、将来医師となった場合の心構えである「医の心」も教授します、との宣伝文句も意味のないことではないであろう。

しかし、それではなぜ河合塾が、受験生が医師になった後の心構えまで受験生に指導する必要があるのでしょうか。医師としての心構えは、通常受験生が医療系大学に入学してから、そして医療現場に配属されてからという道程において学んで行くのが普通であろう。

それは医学部入試の特殊性にあるようである。一般的な入学試験では、学科試験を受験し、その正解率によって合否が決められるが、多くの医療系大学においては二次試験として「面接試験」(及び小論文)が科せられるからである。

ネット情報では、医療系大学の面接試験で問われるのは、「医師を目指す覚悟」、「コミュニケーション能力」、「倫理観」、そして「人間性」のようである。つまり、いくら学科試験の点が良くても、これらの能力、つまり「医の心」「医心」が欠けている者は、医師にはなれない、ということであろう。

であるからして、受験ゼミである河合塾においても、合格必須カリキュラムとして「医心養成ゼミ」の提供が必要なのであり、判決の「医師の心構え」も指導していると道徳的な観点から指摘するだけでは、不十分なのである。

「医の心」の養成指導は医療系大学受験指導ゼミにとっては、学科試験指導とならぶ重要な受験指導なのである。そのため、河合塾が提供する受験指導においても、「医の心」「医心」等の標章を使用する必要性、必然性があるのであるから、河合塾のみならず、医療系大学受験ゼミ校においては、「医の心」等の用語を使用することは避けられないのであり、原告による本件登録商標の独占適応性も欠くことになる。

そもそも営利的行為である受験ゼミ校において、道徳的な意味だけでの「医の心」の養成指導は本来必要とされていないのである。